

議案第 33 号

渋川市子持高齢者能力活用センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市子持高齢者能力活用センター条例の一部を改正する条例

渋川市子持高齢者能力活用センター条例（平成 18 年渋川市条例第 137 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「推進する」を「推進し、住民福祉の向上を図る」に、「高齢者能力活用センター」を「渋川市子持高齢者能力活用センター」に改める。

第 5 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 第 3 条に規定する事業に関する業務

第 7 条第 1 項第 3 号中「除く」の次に「。」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

渋川市子持高齢者能力活用センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置） 第1条 高齢者の社会参加及び生きがいを<u>推進し、住民福祉の向上を図る施設として、渋川市子持高齢者能力活用センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>（指定管理者が行う業務） 第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1）・（2）（略） <u>（3） 第3条に規定する事業に関する業務</u> <u>（4）</u>（略）</p> <p>（休館日） 第7条 センターの休館日は、次のとおりとする。 （1）・（2）（略） （3） 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。） 2（略）</p>	<p>（設置） 第1条 高齢者の社会参加及び生きがいを<u>推進する</u> <u>施設として、高齢者能力活用センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>（指定管理者が行う業務） 第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1）・（2）（略） <u>（3）</u>（略）</p> <p>（休館日） 第7条 センターの休館日は、次のとおりとする。 （1）・（2）（略） （3） 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。） 2（略）</p>